

熊本市子育て支援優良企業認定事業

熊本市子育て支援優良企業認定とは？

熊本市では、子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境の整備を進める企業を「子育て支援優良企業」として認定しています。

企業における結婚、妊娠・出産、子育てしやすい職場環境の実現は、企業にとっては、人材の確保・定着や従業員の働く意欲の向上、生産性アップなどの企業戦略となる一方、労働者にとっては、労働時間と子育てなどのプライベートな時間とをバランスよく保つことで、やりがいや充実感を持って働くことにつながります。

認定の流れ

認定の申請があった企業に対し、「熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱」にて定めた最低基準・審査項目に基づく調査を行い、基準を満たす企業を認定しています。

STEP.1

最低基準をクリア

- ① 育児休業、育児時間、育児短時間または始業時刻の変更等、子の看護休暇、所定外労働の制限等、産前・産後休業の項目が就業規則で規定されていること
- ② ①のうち以下の重要項目について男女いずれかの取得実績があること
育児休業、育児時間、子の看護休暇、産前・産後休業

STEP.2

審査項目を得点化し、総合評価

STEP.1の最低基準を満たした企業の以下の審査項目を得点化し、それぞれの企業を総合評価します。

- ア 育児休業等、妊娠～子育てまでの各種休暇制度の規定など
例：育児休業、育児短時間、子の看護休暇、産前・産後休業、妊婦の軽易業務転換の就業規則等への規定並びに制度対象期間の延長及び有給化
- イ アの取得実績
- ウ その他、結婚～子育てに関する企業の独自取組みなど
例：育児休業後の復職制度の規定や再雇用制度、子育てに関する特別休暇、経済的支援の実施、企業主導型保育施設の運営等の妊娠・出産、子育てに配慮した設備の設置状況等
- エ 育児休業取得率・就業継続率など

STEP.3

認定

STEP.2の審査を経て、認定区分ごとに認定します。この制度では、企業規模を企業の従業員の人数により以下の3区分に分け、区分ごとに認定します。

- (1) 常用雇用者 10～29名(小企業)
- (2) 常用雇用者 30～100名(中企業)
- (3) 常用雇用者 101名以上(大企業)

※常用雇用者数は、市外も含む全国の事業所における常用雇用者の合計人数